

「重要文化財旧ハンター住宅解体工事」

質疑回答書 そのⅠ

提出日：2026 年 7 月 15 日

回答日：2026 年 7 月 21 日

No	項目	質問	回答
1	様式集 P18 様式 2-7 3	「構成企業のうちの少なくとも1企業は、過去 10 年間に重要文化財建造物（史跡名勝・有形民俗の指定区分の建造物を含む）の解体修理工事又は半解体修理工事（上級主任技術者又は主任技術者が常駐するもの）の元請負人としての施工実績を有していること。」とある。 過去 10 年以内に契約したが、現時点で工事が継続中で竣工・引き渡しが行われていない工事は実績として認定されるのか。	過去 10 年以内に解体修理工事又は半解体修理工事（上級主任技術者又は主任技術者が常駐するもの）が施工されていれば、現時点で竣工・引き渡しが行われていなくても、参加資格要件の実績として認定します。 また、契約が 10 年以上前の工事で、現時点で竣工・引き渡しがまだの場合も、過去 10 年以内に施工されていれば同様に参加資格要件の実績として認定します。
2	事業説明書 P13 施工企業の参加 資格要件 イ 様式集 P18 様式 2-7 2	事業説明書 P13 には『構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第 27 条の 23 第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評点(P)が 900 点以上及び経営状況評点(Y)が 800 点以上であること。』とある。 「直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」とは事業年度ごとに更新されるので、本件参加表明時の評価通知でよいのか？	様式集 P18 様式 2-7 2 には、 『（一財）建設業情報管理センター HP で公表されている経営事項審査結果を確認します』と記しており、参加者は要件を満たす企業名を記すだけでよく、証明資料の提出は求めています。 参加申請関係書類の提出期限である 7 月 31 日以降、本市が上記 HP の掲載情報を基に参加資格要件を確認しますので、この時点で参加資格要件を満たす企業名を記載するようにしてください。